

学童保育指導員の勤務条件等

■任用形態・任期

任期付短時間勤務職員という、3年間を基本とする任期を定めて採用される、市の正規職員です。

■配属先

すべて希望どおりの職場にならないこともありますが、配属先の希望を調査し、それを考慮した上で配属先を決定しています。また、採用後、定期的に自分が希望する職場を申告できる「自己申告制度」もあります。

■勤務日

平日：週5日勤務 、 土曜日：隔週勤務

■勤務時間

下記の時間内で、年間平均週 31 時間勤務の交代勤務
(平日5時間程度、土曜日・長期休業期7～8時間程度)

通常授業日：13時～18時(月～金曜日)

8時～17時(土曜日)

長期休業期： 8時～18時のうち7～8時間程度

※児童の利用時間により、19時まで延長となる場合があります。



■給 与

月額206,200円程度 (地域手当含む)

(1) 上記のほか給与条例により、通勤手当・時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当等が支給されます。

(2) 年収の見込額は、**342万円(月額換算28万5千円)**程度です。

※通勤手当・時間外勤務手当は別途支給

■福利厚生

厚生年金保険及び健康保険(共済組合)の被保険者となります。また、茨木市職員厚生会の会員になることもできます。